

平成28年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成28年9月26日

午前9時30分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	黒崎益範	係長	大塚美季
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	面卷昭男
福祉子ども課長	中原潤	長寿福祉課長	西梶浩司
健康対策課長	北典子	生活環境部長	乾善亮
環境対策課長	栗本公生	住民課長	浦野歩実
都市建設部長	谷口裕司	建設農林課長	上田俊雄
都市整備課長	松岡洋右	下水道課長	寺田良信
上水道課長	井上貴至	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	真弓啓

1, 議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
  - 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
  - 日 程 3. 総務常任委員長報告について
  - 日 程 4. 決算審査特別委員長報告について
  - 日 程 5. 各常任委員会の先進地視察について
  - 日 程 6. 議会運営委員会の先進地視察について
  - 日 程 7. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
  - 日 程 8. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
  - 追加日程 1. 発議第 6号 同一労働同一賃金原則の確立を求める意見書に  
ついて
- 

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時30分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

よって、これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設水道常任委員長報告についてを議題とし、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

10番、坂口委員長。

○10番(坂口徹君) それでは、建設水道常任委員会委員長報告をさせていただきます。

本会議より付託を受けました議案等の審査を行うため、9月15日、全委員出席のもと委員会を開会いたしましたので、その概要と審査結果について報告いたします。

まず初めに、1. 付託議案について、(1) 議案第40号 平成28年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その1)、本案は、龍田西4丁目、稲葉西1丁目地内で西公民館南側区域、町道511号線まで公共下水道管を埋設する工事で、去る8月16日に指名入札を行い、株式会社中谷組が1億7,947万4,400円で落札したこと、工事期間は議決後886日間とし、平成28年9月26日から平成31年2月28日までを予定しているとの説明がありました。委員より、入札の応札業者の数について、入札の方法について、工事方法による価格の違いについて等質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。本案については、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第41号 平成28年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)、本案は、法隆寺東1丁目地内で、町道203号線より南側区域、町道215号線まで公共下水道管を埋設する工事で、去る8月16日に指名入札を行い、株式会社青山組が1億7,357万7,600円で落札したこと、工事期間は議決後886日間とし、平成28年9月26日から平成31年2月28日までを予定しているとの説明がありました。委員より、入札の応札業者の数について、地質調査について等質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。本案については、満場一致で可決すべきものと決しました。

続いて、2. 継続審査について、(1) 都市基盤整備に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することについて、いかるがパークウェイ整備の進捗状況につ

いて、次年度以降の予算確保と三室・紅葉ヶ丘区間の早期供用、五百井・興留区間の事業着手について要望活動を行っているとの説明がありました。質疑はありませんでした。

次に、② J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについては、特に報告することはないとのことでした。委員より、駅周辺整備事業の今後の見通しについて質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

続いて、3. 各課報告事項について、(1) 農業委員会等に関する法律改正に伴う条例制定等について、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の選出方法の変更、農業委員会の業務の重点化、農地利用最適化推進委員の新設が主な改正であるとの報告がありました。委員より、農業委員会総会での委員からの意見について、農業委員会が現在行っている事業の実情について、農業委員の定数について、評価委員会について、女性・青年の登用等について質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

次に、(2) 西和衛生試験センター組合解散に伴う上水道水質検査機関の移行について、上水道の水質検査について、西和衛生試験センター組合解散に伴い、平成29年4月から奈良広域水質検査センター組合に水質検査を依頼する事務手続きを進めており、12月議会にこの組合への加入手続きを議案として議会に上程を予定しているとの報告がありました。委員より、組合への負担金について、水質検査の費用について、現状との比較について等質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。また、この奈良広域水質検査センター組合について、当委員会として、現地調査を行うことといたしました。

以上が、開会中における当委員会に係ります審査の概要と結果であります。なお、詳細につきましては、会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程2. 厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

1番、宮崎委員長。

○1番（宮崎和彦君） それでは、ただいまより、9月16日、全委員出席のもと厚生常任委員会を開き、委員会所管に係る事案について報告を受け、審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

初めに、本会議からの付託議案について、1番目として、議案第36号 平成28年

度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたしました。平成28年度の前期高齢者交付金の概算交付金の確定に伴う国・県支出金の補正、後期高齢者支援金、介護納付金の確定に伴う補正及び療養給付費負担金等の過年度分の精算による補正であると説明されました。質疑等はありませんでした。満場一致で可決すべきものと決しました。

2番目として、議案第37号 平成28年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたしました。平成27年度の本特別会計の決算額の確定に伴う繰越金と国、県、社会保険診療報酬支払基金からの負担金、補助金あるいは交付金の精算などに関するものであると説明されました。質疑等はありませんでした。満場一致で可決すべきものと決しました。

議案第38号 平成28年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題としました。平成27年度会計における繰越金の確定及び出納整理期間中に収納した後期高齢者医療保険料に係る保険料等負担金の支出及び保険料の払い戻しに係る保険料還付金の受け入れに要する補正であると説明されました。質疑等はありませんでした。満場一致で可決すべきものと決しました。

4番目として、議案第42号 西和衛生試験センター組合の解散に関する協議について、5番目として、議案第43号 西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、関連議案として一括議題としました。

初めに、議案第42号 西和衛生試験センター組合の解散に関する協議について、検査員の不足、建物の老朽化による大規模耐震補強費用、分析器の整備費用、新規導入など構成町にも大きな財政負担が予想され、平成29年3月31日をもって解散されることとなったものであると説明されました。

次に、議案第43号 西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、財産の総額を、過去10年間の分担金の平均構成比率から案分率が算出されて、当町は17.84%となり、構成する7町で共通の協議書を作成するものであると説明されました。委員より、案分率、土地の面積、売却方法、繰越金など、職員について、分担金と入札方法について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

よって、議案第42号及び議案第43号は、いずれも満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査について、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、9月1日より実施しているごみ分別体験ステーションを216人の方に利用して

いただきましたという説明、報告されました。委員より放置自転車について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、各課報告事項について、1番目として、議案第35号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について、健康福祉部、生活環境部に係る事案について説明、報告されました。質疑等はありませんでした。

2番目として、斑鳩町介護予防・日常生活支援総合事業の実施について、平成29年4月から訪問介護及び通所介護は、介護保険給付から市町村が実施する介護予防・日常生活支援総合事業のサービスに移行することになっていきますと説明されました。委員より、ヘルパーの研修、ボランティア等、総合事業、支援コーディネーター、要支援のケアマネジメントについて質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

3番目として、コンビニ交付サービス開始に伴う証明書等発行サービスについて、平成29年2月1日稼働を目標に進めている証明書等コンビニ交付サービス開始に伴う役場窓口以外における証明書等発行サービスの今後の実施について、説明、報告されました。質疑、意見等はありませんでした。

次に、その他について、質疑、意見等はありませんでした。

次に、現地視察について、10月27日木曜日、伊賀市の株式会社ヤマゼン、三重中央開発株式会社・株式会社大栄工業の3か所を現地調査先に選びました。

以上が、開会中における当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理いたしますので、ごらんいただくようお願いいたします。

以上で、厚生常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程3．総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

7番、嶋田委員長。

○7番（嶋田善行君） 去る9月20日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催いたしましたので、その概要をご報告します。

まず、本会議より付託を受けました、議案35号 斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてであります。理事者より、歳入歳出それぞれ1億7,750万円を追加し、歳入歳出それぞれ88億9,773万9,000円とする補正であり、主な歳入としては、普通交付税交付額の決定により4,793万4,000円の減額、保育所等整備交付金2,666万6,000円の増額、27年度の会計決算剰余金2億224万4,0

00円の増額等であります。主な歳出としては、町債の臨時財政対策債の発行可能額の決定により970万円の減額、27年度の自立支援給付費国庫負担金等の精算に伴い超過交付分の返還金1,280万8,000円の増額、民間保育所施設整備費補助金3,000万円の増額、斑鳩小学校の浄化槽の解体工事請負費で1,157万8,000円、今回の補正予備費で1億593万8,000円の留保であります。委員より、地方交付税が当初見込み額から減額になった理由について、消防団員の退職報奨金の手続き関係について、学童保育室のエアコンの取りかえ工事についてなどの質疑がいたされました。本案は満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が、審議の概要であります。

続きまして、継続審査案件であります、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてであります。10月29日から11月27日まで秋季特別展「藤ノ木古墳の武器・武具展 武装から藤ノ木古墳を考える」を開催予定であり、関連事業として、10月29日、30日に石室特別公開、11月13日に記念講演会を予定している等の報告がなされました。

なお、この斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することにつきましては、継続審査案件として、閉会中も引き続き審査を行うことといたしました。

続きまして、各課報告事項についてであります。

1つとして、地方創生推進交付金の活用についてであります。平成28年度の新たな交付金として地方創生推進交付金制度が創設され、補助対象事業費の2分の1が交付されるため、世界遺産法隆寺のある斑鳩の歴史的資源を生かした創業支援事業に3年計画で取り組んでいくとのこと。委員より若干の質疑がいたされました。

2つとして 秋の観光イベントについて、資料により4つのイベントの説明がなされました。

3つとして 町民プールの利用状況についてであります。今年度の利用者は、8,073名であったとのこと。

その他の報告として、職員採用試験について、災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する協定を、公益社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と締結予定であること、地方創生の推進を図るため、地域産業振興と雇用創出、創業支援や地域の活性化、移住・定住の促進等で協力するため、南都銀行、奈良中央信用金庫、大和信用金庫、日本政策金融公庫と包括連携協定の締結予定であること、プレミアム商品券は11月13日から販売されること、町立幼稚園の給食について、29年4月から温か

い給食を週4回にふやし提供実施予定であること、給食費の自己負担の一部を補助する考えであることの報告がなされ、委員より若干の質疑がいたされました。

以上が、各課報告事項の概要であります。

最後に、その他としまして、委員より、地域交流館建築は、1つはできているが、残り3つについては地元協議がなかなかまとまらない中、今後の方向性について質疑がいたされ、理事者より、地元協議がまとまれば予算化する形で進めたいとの答弁があり、委員より、第4次総合計画の期間内で見通しが立たない場合は、財政的見地からも縮小の方向性を考えていくべきではないかとの意見がいたされました。また、他の委員より、地元協議をまとめるべく、現在進行中の地域もある。財政的な問題は、国や県のさまざまな補助を使えるように調査していただきたいとの意見もいたされました。

次に、予備費の運用方法の町の考え方について、意見がいたされました。

最後に、協働のまちづくりの次年度の応募説明会で、継続事業については支援はないのかという質問、意見が多かったが、町の考え方を確認したいとの質疑がいたされ、理事者より一定の答弁がなされました。

以上が、当委員会の概要報告であります。詳細につきましては、会議録に整理いたしますので、その後ごらんいただきますようお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程4. 決算審査特別委員長報告についてを議題とし、決算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。

10番、坂口委員長。

○10番（坂口徹君） それでは、決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る9月9日、13日、14日の3日間にわたり、全委員出席のもと、本会議から付託を受けました議案第39号 平成27年度斑鳩町水道事業会計未処理分利益剰余金の処分について及び認定第2号から第7号までの計7議案についての審査を行いましたので、その概要と審査結果について報告いたします。

最初に、代表監査委員から決算審査意見書に基づき、詳細に報告をいただきました。若干の質疑があり、答弁がされております。

次に、一般会計及び各特別会計の決算概要につきましては、監査結果報告及び理事者からの説明と重複することから、会計管理者からの説明を省略することの了承をいただき、決算の状況の資料に基づき質疑をお受けしたところ、質疑はありませんでした。

続いて、健全化判断比率等報告及び一般会計歳入全般について説明を受け、その後、

一般会計歳出及び各特別会計並びに水道事業会計について、それぞれの説明を受けた後、質疑を行って、審査を進めました。

審査に当たっては、委員から数多くの質疑、意見等がありました。本日の報告では、その内容を省略させていただきますが、会議録に整理させていただきますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

審査の結果につきましては、議案第39号 平成27年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、認定第4号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号斑鳩町水道事業会計決算の認定についての4議案は満場一致で可決及び認定すべきものと決しました。また、認定第2号 平成27年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての3議案は、賛否の討論の後、賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上が、3日間の審査の概要と結果であります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして、表決を行ってまいります。

議案第35号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第36号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第 37 号 平成 28 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第 38 号 平成 28 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第 39 号 平成 27 年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第 40 号 平成 28 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その 1）をお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第 41 号 平成 28 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その 2）をお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第42号 西和衛生試験センター組合の解散に関する協議についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第43号 西和衛生試験センター組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第43号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、認定第2号 平成27年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対する議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) それでは、認定第2号 平成27年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を申し上げます。

平成27年度については、予算審査の段階から反対の態度を表明してきました。主な問題点は、30人学級から35人学級編制への後退、国による個人番号制度の導入や総合教育会議の設置、また、学校給食調理・洗浄業務民間委託の拡大、商工会の運営に対する代表監査委員からの指摘、学童保育の隠れ待機児童などについて、委員会での議論や討論を通じて問題指摘をさせていただいてきました。国による制度改悪等については、町独自の改善が難しい点がありますが、35人学級編制への後退など、決算審査の段階でも町の姿勢に改善が見られず、予算審査のときと同様に決算でも反対の態度を表明

するものです。

それでは、決算審査を通じて感じた主な問題点について、述べさせていただきます。

まず1点目は、今申しあげました、30人学級から35人学級への後退です。この間、小学校1年生から順次導入し、平成26年度までは小学校5年生、中学校では1、2年生まで充実してきた30人学級を、平成27年度からは、小学校1、2年生は継続するものの、小学校3年生から6年生、中学校では、全学年35人学級にされました。この30人学級の取り組みは、これまで多くの保護者から、一人ひとりの子どもに目が行き届くのでよい、クラスの雰囲気落ち着くようになったと好評を得てきたものであり、充実が喜ばれてきた制度です。また、県下でも評判の制度であり、近隣の市町村から、斑鳩町で子育てしたいと若い世代が町内に引っ越してくるといった少子化対策としても効果を上げてきました。決算審査特別委員会では、PTAが行ったアンケートの結果でのよい面を強調されたり、一貫して国の基準を上回っていることについても強調されていましたが、これまで斑鳩町として30人学級を実施してきたことで効果があったというのは町としても認めており、さらに少人数学級の充実を目指すという姿勢はしっかりと堅持するべきものだと考えます。そうした姿勢を堅持する中で、財政的に、また人的に、どうしても年度によっては30人学級を実施できないときがあり、例えばの話ですが、優先順位を設け、小学校では低学年から、また、中学校では中学1年生と受験を控える中学3年生を優先的に30人学級編制にするというような対応をする年度が発生してしまうというのならば、まだ理解できないこともありませんが、しかし、この間の町の姿勢と対応は、そうではありません。小学校の1、2年生を除いては35人学級編制にすることを基準として定めており、集団の中での行動など、35人学級編制の中で得られる効果に重きを置いている傾向があります。それはそれで否定するものではありませんが、せっかく国のほうでも、まだ実現はしていませんが、少人数学級編制を進めようという動きがある中で、今後、実際に予算がついていったときにも、町は、より少人数の学級編制を進めるという意味はないのか、そのときはそのときで判断するという対応はもちろん必要ですが、これまで町として実践してきた少人数学級編制の効果に確信を持ち、30人学級と35人学級とを比較した際に、総合的な判断として30人学級の方が効果が高いという認識をしっかりと持って教育の基盤整備に取り組んでいただきたいと思います。そういう点で、小学校1、2年生を除いて30人学級編制より35人学級編制に重きをおいた町の姿勢については理解できませんし、明らかに町の教育に対する姿勢の後退だと言わざるを得ません。この点については厳しく指摘し、町の姿勢を改

めていただくよう、強く要望したいと思います。

2点目に、シルバー人材センターに対する発注単価の問題です。これについては、昨年度の決算審査、また、今年度の予算審査の際にも指摘をしてきましたが、その姿勢に改善が見られません。シルバーとの契約は請負であり、最低賃金法に抵触しないとの町の見解ですが、そんなことは最初からわかっていることであり、問題なのはそこではありません。実際に最低賃金を下回る時間単価で町が事業を発注しており、それが原因でシルバー人材センターの会員さんと役員さんとの間でもめぐとになっており、シルバー人材センターを支援するどころか問題の種を町がつくっているというのが1点と、もうひとつは、厚生労働省や県のシルバー人材センターからも指摘があるように、地域の賃金水準を引き下げようことを町がやっているという点です。この問題に対して町長は、町は財政的にもしっかり支援している、シルバーさんのほうから接触がないということを感じ、さもシルバーさんのほうに原因があるかのように言いますが、昔は、町長と親しい方がおられ、懇意にされていたのかもしれませんが、長いことやっている町長からそんな言い方をされたら、新しくかわったシルバーの役員さんも、逆に委縮してしまうのではないのでしょうか。率直に言って、そこは町長の懐の広いところを見せてほしいと思います。また、シルバーさんのほうでも、人員削減や内部の改革を行ったり、また、みずからの事業の宣伝、アピールや工夫もされ、受託件数をふやしていますが、契約金額や会員数は減少する一方です。当然、シルバーさん自身でも努力が必要ですが、私は、努力はされていると思います。それでも状況は悪化・衰退する一方で、これでは、高齢者の生きがい対策というシルバー人材センターのシステム自体が立ち行かなくなり、対応がおくれればおくれるほど、町にとっても大きなダメージを受けることにつながると考えます。そうしたことから、今後ますます高齢化が進む中、今、必要な対策として、町が契約金額を見直し、改善されることを強く要望いたします。

次に、3点目には、中長期の財政見通しの問題です。代表監査委員から指摘がありましたが、斑鳩町一般会計の財政見通しによると、平成33年度で財政調整基金を全て取り崩さざるを得ない見通しとなっており、その背景として、平成37年度まで、約25億5千万円かけてJR法隆寺駅前周辺整備を行うことと、平成34年度までに、約6億円かけて地域交流館建設を行うという大型プロジェクトが存在している点について、プロジェクトの是非を含めた見直しを行う必要があるとのことでした。これにつきましては、それぞれの問題を担当する常任委員会の中で問題提起をさせていただきましたが、今後ますます財政的には厳しくなっていくことが予想される中、現在の進捗状況や地元地権

者の意思、自治会等の動向などをよく把握し、プロジェクトの是非や適正な規模への縮小などの見直しを行い、町として一定の方向性を示していただく必要があると考えます。これについては、しっかりと検討していただき、すぐには言いませんが、なるべく早い段階で担当常任委員会に示していただくよう、要望しておきます。

次に、4点目には、自治会連合会への補助金についてです。これについては、総務常任委員会で自治会に対する補助金要綱の変更について報告があり、これまで各自治会から自治会連合会へ支出している分担金と同額を町が自治会へ補助金として出していたものを改め、自治会連合会への補助金に上乘せして支給するとのことでした。今回の要綱改正については、そうした補助金の流れをよりクリアにするという点で、改正自体については賛成です。しかし、町の補助金の流れを見てみると、実質上は自治会連合会の運営の大半が町の補助金によって賄われており、必要以上の補助金が自治会連合会の会計に長年支出されてきたという点は、大きな問題だと考えます。この間、自治会連合会のほうから、使わなかった補助金の累積分があるので必要な分だけの予算を要求するという形で、町に対して実質上の補助金の返還が自主的になされています。その点については、補助金の運用上も適正なものであり、むしろ本来、町のほうから指摘し、年度ごとに返還を求めてしかるべきものであったと考えます。こうした点では、自治会連合会のほうからは誠実な対応がなされていると考えます。問題なのは、町の姿勢として、補助金支出について、これまでと同じでよいのかという点です。自治会連合会から実質上返還されるほどの金額でこれまでどおり補助金を支出することについては、当然その必要はないと思いますし、また、本来の補助金のあり方から言いますと、各団体がみずから集めた会費等で賄いきれない分などに対して、その割合は別としても、町が補助をするというのが、名前のとおり、補助金の性質です。近年、補助金のあり方も、運営補助という形から事業補助という限定的なものに見直しがされてきていることから、要綱改正によって自治会連合会へ一本化した補助金の金額やその負担のあり方についても再検討が必要ではないでしょうか。自治会連合会の現状をよく把握した上で、次年度の予算編成時や、もしくはそれに間に合うように、町としての考え方を示していただきたいと思います。

さらに、現在、当町の補助金支出に対する根拠として、団体に対する補助金等の交付事務取扱要綱を定めて運用されていますが、その中で、団体の自主財源と町補助金との割合等についても、一定の幅は持たせながらも、その関係性をもう少し明確に定め、どの団体に対しても公平・公正な運用をしているということがよりわかりやすいような形

に見直していただくこともあわせて要望しておきたいと思います。

次に、5点目ですが、予備費の充用についてです。平成27年度では3件行われており、金額にすると、1,236万9,000円でした。予備費については、地方自治法や地方財政法で位置づけられており、その運用については、事前に予測できないもので当初予算の支出を超過するものに対して充用できるものとされています。今回の3件について、違法性などはありませんが、明らかに経年劣化によるもので、事前に予測し、当初予算には計上できなくとも、補正予算を組むなどして対応できたものがあったのではないかと考えます。町長の権限として予備費の充用が認められており、当然、必要な場合使っていただくことはやぶさかではありませんが、しかし、予備費からの充用は、中には事前に議会に報告していただくものもありますが、基本的には事後報告となってしまう、そうした性質もあり、運用上も軽微なものにとどめるべきとされているものです。今回、総務常任委員会でそのことについて指摘をさせていただく中で、副町長から、慎重に取り扱うべきとの認識と見解が示されましたが、あえて、再度、この討論の中でも指摘をしておきたいと思います。

次に、6点目ですが、高齢者優待券についてです。これについては、選択肢をふやし、対応されてきていることに対しては高く評価させていただいていますが、これまで5,000円であった金額が3,500円に下がってしまったことに対し高齢者の方から不満の声が上がっており、金額をもとに戻すよう要望してきました。今回の決算審査の中で、副町長から、高齢者優待券の周知は行き届いており、元気な人は交付対象者であっても受け取られない方もおり、必要な人はみんな受け取りに来ている、もれている人はいないという趣旨の答弁がありました。高齢者優待券の交付は、当初予算に対し、執行率が63.9%であったかと思いますが、これ以上利用者はふえないというのであれば、次年度以降は、その差額で1人当たりの金額を充実することができるのではないのでしょうか。また、間もなく、来月からコミュニティバスの実証運行がスタートしようとしています。老人憩の家等を利用されており、毎日、往復でコミュニティバスを利用されておられる高齢者の方から、有料化されたことによる負担増に対する不満の声が早くも噴出しています。これは、今後アンケート調査をされるので、その結果を踏まえた上で、バスの料金設定自体を見直す必要性が出てくることも考えられますが、そうした対策の1つとしても進めていくべきではないかと考えますので、強く要望しておきたいと思います。

そのほか、毎回申しあげています、いかるがバイパス、パークウェイについては、住

民合意を基本とし、県道から東側については計画を見直すこと、また、学童保育については、町としても、民間のほうでの充実を進めようとしておられますが、時間延長に対する保護者会からの要望や、隠れ待機になっている状況についても改善を強く求めておきたいと思います。

ほかにも幾つか申しあげたいことはありますが、ここで全ての問題については触れられませんので、割愛いたします。

最後に、町として評価できる施策・取り組みもありますが、これまで申しあげた問題の改善を含め、町長を初め職員の皆さんのさらなる努力を期待申しあげ、私の反対意見とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を認定することに賛成する議員の意見を求めます。

8番、井上議員。

○8番（井上卓也君） それでは、認定第2号 平成27年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を申しあげます。

地方自治体を取り巻く状況は、少子高齢化や東京への人口一極集中による急速な人口減少、また、それに伴う地域経済縮小という悪循環のリスク克服が緊急かつ最重要課題となっており、国と連動した、まち・ひと・しごと創生の積極的な取り組みによる地域活性化が求められています。

一方、財政は、税収の大幅な確保が見込めない中、医療、子育て、介護、障害福祉などの社会保障等への対応に係る経費は、増加の一途をたどっています。

このような厳しい状況下ではありますが、平成27年度一般会計予算の執行を通して本町の行政課題に的確に対応されるとともに、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりに前向きに取り組まれているものと考えます。

その主なものとしましては、まち・ひと・しごと創生として、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用され、地域消費拡大を目的としたプレミアム商品券の発行支援、保育園保育料の軽減、おたふくかぜワクチン予防接種の助成、民間事業者との協働によるイベント開催や観光情報によるまちなか観光の推進などに取り組んでこられました。

また、新たに、保育所定員確保のため、私立保育所の運営支援や、臨床心理士の配置による子育て教室の充実に取り組まれるとともに、中学3年生までの子ども医療費助成の継続など、引き続き子育て支援のまちづくりを積極的に推進されております。

さらに、普通建設事業として、衛生処理場焼却棟解体撤去、道路新設改良、史跡中宮

寺跡整備等に継続的に取り組まれ、安全と安心のまちづくりとして、町民プール管理棟の耐震補強、鳩水園の耐震補強設計、学校渡り廊下等耐震診断、東町池流域貯留浸透施設の整備などを進められてきました。

反対意見で述べられました30人学級の編制につきましては、小学校第1学年及び第2学年は従来のまま30人に据え置き、第3学年以降は中学校卒業まで35人で統一するという取り組みで、いずれの学年においても国の基準を上回るもので、全国的にも充実した内容であると思われまます。

決算状況におきましても、財政調整基金を取り崩すことなく、単年度収支で5,789万8,000円の黒字を確保され、健全な財政を維持していると伺えます。

以上のように、町においては、厳しい状況の中でも社会経済情勢や住民ニーズに対応した諸施策の推進に意欲的に取り組まれ、効率的な行財政運営に努められていることが十分に認められると思えます。

最後に、決算審査特別委員会で各委員からの指摘や監査委員からの決算審査意見等については真摯に受け止め、今後の施策展開に生かしつつ、また、将来にわたって持続可能な行財政運営に引き続き努力されることを強く期待し、私の賛成意見とさせていただきます。議員皆様、よろしくお願ひ申しあげます。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、認定第2号については、賛成多数で認定いたされました。

続いて、認定第3号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対する議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、認定第3号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を申しあげます。

平成27年度の国保会計についても、一般会計同様、予算の段階で反対の態度を表明してきました。平成26年度中に行われた条例改正によって保険税が大きく値上がりす

るもとで編成された予算となったことが、最大の理由です。

27年度決算では、医療分は変わらないものの、後期高齢者支援金分と介護納付金分とで値上げとなりました。40歳から64歳までの加入者の場合、固定資産税がない場合の4人世帯で、2割軽減がかかる所得213万円、収入にすると330万円の家庭でも、現行の29万7,200円から34万1,800円に、年間4万4,600円もの増税となりました。また、40歳未満と65歳から74歳までの加入者の場合では、固定資産がない場合の2人世帯で、2割軽減がかかる所得123万円、年収にすると201万6,000円の家庭で、改正前の14万7,300円から15万6,800円へと年間9,500円の増税となり、このような保険税の値上げが行われた結果、単年度で見ると黒字にはなっていますが、国保の加入者数が減少しているにもかかわらず、短期被保険者証の交付者数はふえています。平成26年度と比較すると、6か月の分が22件から26件へ、3か月の分が25件から37件へとふえており、明らかに国保税が高過ぎて納められないという方がふえていることが伺えます。

これまでも申しあげてきましたが、住民の皆さんからは、国保税が高過ぎて払えないという声が多くなってきており、本来、国民の命と健康を守るためにあるはずの制度によって生活が脅かされるという悪循環に陥っています。この点については、この間、費用負担を半減してきている国の姿勢に最大の問題があるということも再三指摘をしてきました。町におかれては、一般会計からの法定外繰り入れなども行い、また、連結決算方式での評価となり、累積赤字がかさむ苦しい運営を迫られる中で非常に努力をされてきていることは承知をしておりますが、平成27年度の国保会計の決算が、これまで以上に住民の生活を苦しめ、命と健康を脅かす実態となっていることは、見過ごすわけにはいきません。引き続き、町から国に対し改善を要望していただきたいと思えます。

また、もう1点、大きな問題として、平成30年度から県単一化がスタートしようとしていることにも触れておきたいと思えます。これについては、これまで市町村が保険者となり行ってきた国保財政の運営が、全国的に立ち行かなくなってきたため、国が財政的な援助も行い、県が保険給付と保険料、税の設定・徴収などについても責任を持つべきものとして、制度改正の議論が進められてきました。しかし、全国の知事会がそれを了承せず、中途半端な形として法制化されました。ですので、県と市町村がどちらも保険者になるというわかりにくい制度としてスタートしようとしています。まだ30年度の制度開始に向け調整中の項目もあり、制度の全容が明らかにされていませんが、現段階でわかっているのは、県が標準保険料を決め、県下の市町村に提示し、激変緩和

措置は設けられますが、行く行くは県下の市町村全てで、どこに住んでいても所得が同じであれば同一の保険料が徴収される仕組みに変えられようとしているということです。まだ具体的な数字は示されていませんが、斑鳩町でも保険料、税が値上がりするのではないかとされています。今でも高過ぎて払えないものがさらに引き上げられるようなことになれば住民の暮らしはどうなってしまうのか、この点でも、国保の県単一化への移行については警戒が必要だと考えています。

また、一方で、今後、県から市町村に対し、納付金という形で保険料額の納付が求められることになるのですが、各市町村の保険料はこれまでどおり市町村が決定するものとなっており、そこに市町村の裁量があります。つまり、県が示すと通りの保険料率で100%集めるのか、それとも、住民の生活状況を鑑み、できるだけ住民の負担を低くする努力をその市町村が行うのか、ここが町の姿勢の間われるところだと思います。先ほど申しあげましたが、斑鳩町は、これまでできるだけ住民の負担を抑えようと一般会計からの法定外繰り入れも行い、できる限り保険税の上昇を抑えてきました。この姿勢と対応については、県単一化へ移行した後も継続していただきたいと思っています。そして、その姿勢を堅持しようと思えば、今後、県との抜き差しならないやりとりが必要になってくると思います。

先日、我が党の県議団主催で国保制度の学習会が県議会棟で行われ、県から国保の担当課長を含めた職員さんに出席いただき、国保の県単一化への移行について、現時点での状況を説明していただきました。私もそこに参加し、斑鳩町の現状を踏まえ、いくつかの質疑と意見を申しあげてきましたが、そのやりとりを通じて、県としては、今後、県が示す標準保険料に統一していこうとする強い姿勢があることが伺えました。一方で、各市町村の保険料設定について、法定外繰り入れが法律で禁止されていない以上、それは市町村の裁量であり、市町村の決定、例えば法定外繰り入れを行ったことに対して県がペナルティを課すようなまねをするべきではないという意見を申しあげたところ、県の担当課長からは、市町村がそう決定するならば県としてはどうすることもできない、ペナルティを課すというようなことは考えていないという返事でした。いずれも学習会の中でのやりとりなので公式な見解ではございませんが、国の動向を受けて県が進めようとしている標準保険料率の設定・統一が斑鳩町の住民を苦しめるものになるのならば、法に基づいて町の裁量を発揮し、住民を守るという姿勢を貫いていただきたいと思えます。ここでは、何といたっても町長の姿勢が問われます。知事と対峙してでも住民を守っていくという強い姿勢で臨んでいただくよう、期待をいたします。

この問題では、県からすれば納付金が100%集まるのであれば何の問題もないはずであり、その集め方、納め方をどうするのかに対して、県は市町村の裁量を全面的に認めるべきです。また、市町村の保険料設定については、各市町村議会の議決事項であり、それぞれの市町村議会が住民の生活状況を鑑み保険料設定を行うことに對し県が口を出そうとするのであれば、それ自体いかななものかと思しますので、今後、県議会での議論に任せるだけでなく、私自身も、引き続き県に對しきちんと意見を申しあげていきたいと思ひます。

まだ詳細が明らかになっていない段階で少々先走った物言いにはなりましたが、国保の県単一化については、このような問題認識を持っており、その対応が町としても必要になってくることから、今後の問題点として提起をさせていただきたいと思ひます。

以上、少し長くなりましたが、平成27年度の斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に對する私の反対意見とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を認定することに賛成する議員の意見を求めます。

6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 認定第3号 平成27年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

国民健康保険は、社会保険などと比較すると高齢者が多く加入されることから医療費が高額となり、また、収入の少ない方々の加入割合も高いことから、その財政運営は厳しいものとならざるを得ないと認識しております。

このような中、当町の国民健康保険事業においても、非常に厳しい財政状況であることから、その安定化を図るため、平成27年度に税率の改定が行われたものであります。その結果、平成27年度決算においては、単年度収支がおよそ1,850万円の黒字となり、累積赤字も4億2,960万円に縮減されたことから、一定の評価ができるものと考えております。

町には、地域住民が安心して医療を受けられるよう、医療機関や保健部門との連携を図りながら、特定健診や保健指導等の推進により、医療費の効率かつ適正な利用などの取り組みを進めていただき、また、未納者対策をより強化され、国民健康保険事業の安定した運営に努めていただくことを強く要望いたしまして、私の賛成意見とさせていただきます。 議員皆様には、ご賛同のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立する者あり)

○議長(中西和夫君) 起立多数であります。

よって、認定第3号については、賛成多数で認定いたされました。

続いて、認定第4号 平成27年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第4号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第5号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論を行います。

初めに、本案を認定することに反対する議員の意見を求めます。

12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) それでは、認定第5号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から意見を申し上げます。

平成27年度の介護保険事業特別会計についても、一般会計、国民健康保険事業特別会計同様、予算の段階から反対の態度を表明してきました。その理由は、第6期の介護保険事業計画の策定に当たって、介護保険料の引き上げが行われたからです。介護保険料改定では、これまで4,892円であった基準額が5,529円へと大幅に値上がりし、住民負担増となりました。介護保険は、高齢化が進み、利用者がふえ、保険給付がふえれば、保険料となつてはね返ってくる仕組みとなっており、保険料が改定されるごとに被保険者の負担がふえ、大きな問題となっています。また、27年度では、一定の所得がある人の負担増が行われました。年金収入が、単身で年280万円以上など一定所得のある人は、1割負担から2割負担に上がり、当町では、203人の方が新たに負担増となったとのことです。さらに、特養や介護老人保健施設に入所する人の食事代や部屋代の補助が縮小され、2015年8月から、単身で1,000万円超、夫婦で2,000万円超の預貯金を持つ人は補助の対象外となったり、特別養護老人ホームの新たな入居者を原則として要介護3以上とするなど、国によってさまざまな改悪が実施され

ました。

こうした状況の中、平成27年度決算を見ると、介護保険では、約8,650万円の黒字となっています。もともと第6期の3年計画の初年度なので、黒字になる見通しで保険料が設定されているはずですが、27年度では、介護報酬の引き下げが行われたため、他の自治体では予想を大きく超えて黒字が出ているとの話をお聞きしました。斑鳩町での影響額を担当課に確認しますと、第6期計画との差異は3,500万円程度だとのことでした。これが計画の2年目、つまり今年度の決算見通しでどうなっていくのか、そこはしっかりと見極めなければならないと考えます。大体、3年計画のうち、1年目は黒字、2年目はとんとん、3年目に赤字となり、3年間でトータルプラスマイナスゼロになるように保険料設定がなされているはずですが、その2年目でも予想外に黒字になるようであるのなら、その金額にもよりますが、それを計画の途中段階でも保険料の引き下げに回し、住民の負担軽減に努めるべきだと考えます。12月末の段階で今年度の動向については一定見通しが立てられると思いますので、次年度の予算編成に向け、そうした視点でもって取り組みを進めていただきたいと思います。国が悪政を強いる中、町がその防波堤の役割を果たし、少しでも住民の負担を軽減できるよう、次年度の予算編成に向け、現段階でこの点については要望しておきたいと思います。

また、もう1点、平成27年度は、要支援の方が介護保険から外され、市町村が運営主体となる地域支援事業、総合事業として平成27年度から3年間で市町村に移管することなどが決まり、いよいよ平成29年度からの事業開始に向け、その調整が進められています。この総合事業の実施については、今9月議会で同僚議員から一般質問で問題指摘がありました。国の示す方向での緩和事業の拡大や介護報酬単価の引き下げはこの地域の介護崩壊につながるものであり、斑鳩町を含めた西和7町で協議が進められていますが、議会で指摘された問題や住民の声をしっかり反映し、これまでの基準を後退することなく、住民の皆さんが安心して介護を受け続けられるようにしていただきたいと思います。まずは、町として、総合事業の事業計画、内容をきちんと住民の皆さんにわかりやすい形で丁寧にお知らせするところから初め、この制度については慎重な姿勢で取り組んでいただくことを要望しておきたいと思います。

国は、これまでの要支援1、2だけでなく、今後、要介護1、2の方まで介護保険から外してしまおうとしています。さらに、現在40歳以上の方が徴収されている介護保険料を20歳以上の方から徴収するというようなことも検討されているとお聞きします。要支援1、2と要介護1、2の方を合わせると、全国的に見れば、現在要介護認定を受

けている方の65%にのぼります。保険料は徴収されるがいざとなっても保険が使えないという、まさに国家的詐欺な制度に介護保険が変質しようとしている中、住民と最も身近に接し、その実態をつかみ、声を聞いている町のほうから、高齢化が進む中で、誰もが安心して老後を迎え、地域できちんと支えていける介護保険制度の充実に向け、これまで以上に国に対してしっかりと声を上げていただきますよう強く要望し、介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する私の反対意見とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を認定することに賛成する議員の意見を求めます。

4番、小村議員。

○4番（小村尚己君） 認定第5号 平成27年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

平成27年度の介護給付費は、第6期介護保険事業計画の約93%の給付量となっており、当該事業計画の初年度であることや、介護報酬が改定されたことなどを考慮すると、適正に運営されているものと考えます。

また、地域支援事業として、高齢者の総合相談支援事業を初め、運動機能の向上や認知症予防などの事業にも積極的に取り組まれています。

さらには、介護保険料についても、保険料の上昇を抑えるため、介護給付費準備基金の取り崩しや、特に、国が示す保険料段階を細分化し、引き続き低所得者に配慮した町独自の保険料も設定されています。

平成29年度から要支援サービスの一部が総合事業に移行されますが、今後も安心して必要なサービスを受けることができる介護保険運営に努められることをお願いし、私の賛成意見といたします。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立多数であります。

よって、認定第5号については、賛成多数で認定いたされました。

続いて、認定第6号 平成27年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第6号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第7号 平成27年度斑鳩町水道事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、認定第7号については、満場一致で認定いたされました。

ここでお諮りいたします。

皆様のお手元に配布いたしております、追加日程1. 発議第6号 同一労働同一賃金原則の確立を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 発議第6号 同一労働同一賃金原則の確立を求める意見書についてを日程に追加し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 発議第6号 同一労働同一賃金原則の確立を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) それでは、発議第6号について、提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読いたします。

発議第6号

同一労働同一賃金原則の確立を求める意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成28年9月26日提出

議会議員

濱 真理子

木澤 正男

それでは、意見書の朗読をもって説明とさせていただきます。

#### 同一労働同一賃金原則の確立を求める意見書

パートタイム労働者や契約社員、派遣労働者など非正規雇用労働者は、雇用労働者の約40%を占め、民間・公務を問わず現場で不可欠な存在となり、主に自らの所得で生計を支える非正規雇用労働者の割合も上昇しています。また、年金の支給年齢の引上げに伴い、定年後も同じ会社で再雇用等で働く人も増えています。

いまや非正規雇用労働者は正社員とほぼ同等の職務を担い、質・量ともに欠かせない存在です。しかしながら、非正規雇用労働者の約70%が年収200万円以下で働くなど、その処遇は働きに見合っておらず、雇用形態や性別による不合理な格差を禁止することはもとより、働きにふさわしい処遇が求められています。また、賃金・一時金だけでなく休暇や福利厚生においても格差があるなど、非正規雇用労働者の処遇改善は極めて重要な課題です。このような現状に鑑み、非正規雇用から正規雇用への転換を促進するなど、不合理な格差をなくさなければなりません。

また、こうした格差を是正し、同一労働同一賃金の原則を確立していくためには、賃金助成や税・社会保険料の減免など、しっかりとした中小零細企業への支援が必要不可欠です。

同一労働同一賃金は、賃金差別をなくすため、早くから確立している国際労働基準です。国際社会においては、非正規労働者などの賃金差別の撤廃、同一労働同一賃金原則を確立し、同時に、賃金だけでなく雇用保障など労働者の待遇全体を均等にする均等待遇を法制化している国もあります。

政府の「ニッポン一億総活躍プラン」でも非正規労働者の待遇改善を「待ったなしの重要課題」とし、「同一労働同一賃金の実現に踏み込む」としています。

よって、国におかれては、同一労働同一賃金原則に実効性を持たせるため、同原則に鑑み、中小零細企業への支援とともに労働基準法をはじめ関係法令の改正を行うことを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年9月26日

奈良県斑鳩町議会

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 発議第6号については、賛否の討論を要するとの申し出がありません。

よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 発議第6号 同一労働同一賃金原則の確立を求める意見書の提出に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

同一労働同一賃金の実現に向けては、提出者も一部述べられていますが、国においては、本年6月2日に閣議決定されましたニッポン一億総活躍プランにおいて、一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向性として、同一労働同一賃金の実現など非正規雇用の待遇改善が掲げられております。

具体的には、日本の雇用慣行に十分留意しつつ、どのような待遇差が合理的であるかまたは不合理であるかを事例等で示すガイドラインの策定することとされております。このガイドラインの策定等を通じ、不合理な待遇差として是正すべきものを明らかにし、その是正が円滑に行われるよう、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定の整備、非正規雇用労働者と正規雇用労働者との待遇格差に関する事業者の説明義務の整備などを含め、労働契約法、パートタイム労働法及び労働者派遣法の改正法案を国会に提出することとされております。

また、同一労働同一賃金に向けて中小企業・小規模事業者への支援についても政府として取り組むこととされております。

以上のことから、本意見書の提出に対してはもう少し政府の動向を見極めていくことが肝要であると考え、今すぐにはこの意見書の提出は必要がないものとして反対するものであります。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

11番、濱議員

○11番（濱眞理子君） それでは、発議第6号 同一労働同一賃金原則の確立を求める意見書について、賛成の立場から意見を申しあげます。

労働者の雇用形態は年々多様化し、数々の法改正により、守られるべき権利が犯されてまいりました。非正規雇用労働者は、賃金労働だけでなく、請負委託労働の形態を含めて、決して減少しているとは言えません。我が党へは、低賃金、低待遇の労働者の悲

痛の声が数多く寄せられております。正規雇用の方でも、給料が安い、結婚や子どもを持つことに大きな不安を抱え、また、老後の不安を訴える方もおいででございます。ましてや非正規雇用の方は、この数倍の不安をお持ちでございます。しかし、こういった不安の声は、我が党のみならず、議員皆様の耳にも届いているものではないでしょうか。

要望書にもありますように、今年6月2日閣議決定されたニッポン一億総活躍プランでの同一労働同一賃金の実現に踏み込むの前段、後段には、いわゆる新3本の矢の不可欠な要素として、働き方改革を据えております。この閣議決定では、労働契約法、パートタイム労働法及び労働者派遣法の一括改正を検討し、中小企業、小規模事業者の支援がうたわれております。賃金格差をなくすことこそが、少子高齢化改善、経済成長のかなめであると強調されています。しかし、まさに待ったなしではないでしょうか。閣議決定は6月でございます。しかし、今こそ住民の悲痛な叫びを国に届け、迅速な実現確立を要望することが住民の一番身近な町議会の責務であると私は考えます。

議員皆様のご賛同をお願いいたしまして、私の賛成意見といたします。

○議長（中西和夫君） これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。

よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（中西和夫君） 起立少数であります。

よって、発議第6号については、賛成少数で否決いたしました。

次に、日程5．各常任委員会の先進地視察についてを議題といたします。

各常任委員会において先進地視察について検討されました結果、総務常任委員会は今回は先進地視察を行わないこと、また、厚生常任委員会及び建設水道常任委員会は現地調査を行うこととされましたので、ご報告いたします。

続いて、日程6．議会運営委員会の先進地視察についてを議題といたします。

議会運営委員長から、先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第130条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手元に配布いたしております計画書のとおり、先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いただきました。

次に、日程7. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いただきました。各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

続いて、日程8. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いただきました。議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長(小城利重君) 平成28年第3回町議会定例会の閉会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

本定例会では、平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)についてなど、29

議案を提案させていただきましたところ、議員皆様方には去る9月1日の初日から本日まで終始ご熱心にご審議を賜り、全て原案どおり可決を賜りまして、深く感謝申し上げますとともに、心よりお礼を申し上げます。

さて、8月から9月にかけて相次いで上陸した台風で全国的に大変な被害となっており、亡くなられた方のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災地の一日も早い復興を願うものであります。

また、本町におきましても、20日昼過ぎに和歌山県田辺市付近に再上陸した台風16号により富雄川の水位が上昇し、周辺地区に避難準備情報を発令するなどの対応を行いましたが、被害はございませんでした。今後とも、防災体制の徹底を図り、災害時にあっては迅速かつ的確な対応を行ってまいります。

終わりに、彼岸も過ぎ、朝夕は秋めいてまいりましたが、日中はまだまだ暑い日もありますので、議員皆様方におかれましてはくれぐれもお体にご自愛をいただきますようお願い申しあげまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） これをもって、平成28年第3回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午前10時54分 閉会）